福島県地域再エネポテンシャル調査事業(小水力発電)業務委託 質問に対する回答

令和4年6月20日 福島県エネルギー課

	質問	回答
1	各種様式の下部にあります【注意事項】の文字は削除して記述する枠を広げることは可能ですか。 もしくはフォームは一切変更せず、そのまま記述になりますか。	各種様式の下部にある【注意事項】の文字を削除し、枠を広げて 使用してください。
2	様式10は9枚以内での作成とありますが、「募集要領 様式第10号(1)~(5)」の部分うち、"(1)~(5)"はそのまま変更しないで作成するものでよろしいですか。	様式第10号の作成については、 (1) 桑折町 (2) 只見町 (3) 西会津町 (4) 三島町 (5) 西郷町 の番号、順番で作成ください。
		なお、いずれかの地点(町村)を調査対象外とする提案も可能ですが、上記1地点ごとに配点されていることに留意してください。
3	福島県地域再エネポテンシャル調査事業(小水力発電)業務委託(以下、「本事業」という。)が完了した後、2023年度以降貴県にて本事業に基づく小水力発電事業に係る公募がなされる運びに至った場合、本事業に応募もしくは業務受託した応募者(事業者)に何かしらのインセンティブ(評価項目による加点など)が付与される可能性はあるのでしょうか。	「企画プロポーザル募集要領」では、本事業の目的を以下と定義しています。 「本業務は、小水力発電の導入拡大を図るため、県内全域を対象とした有望地点の選定を実施するとともに、より詳細なデータ取得や課題等を明らかにするため指定する箇所において事業可能性調査及び事業採算性の検討を実施することで、民間事業者等による小水力発電の事業化を支援することを目的とする。」 このため、本事業では、調査結果を公表し民間事業者等による県内の小水力発電の事業化を目指しており、県が本事業に基づく小水力発電に係る公募を行うことを前提としたものではありません。
4	自由提案にて、本件調査地点における経済性の見込みが立った地点を本件調査完了後に、事業化を進める提案を行った場合、貴県及び該当地点が所在する行政様の優先的なサポートを得る事は可能でしょうか。	「業務委託仕様書(案)」では、「本業務委託の実施に当たっては、適宜、県、市町村、関係事業者等との打合せを行い、業務進捗の報告や情報収集、合意形成を図ること」としており、この過程をとおし調整することを想定しています。
5	企画プロポーザル募集要領の別紙7ページ記載の調査箇所について、取水地点および発電所位置の案内図や緯度経度など、具体的な位置を確認できる資料のご提示はないのでしょうか。	特定地点のうち桑折町・只見町・西会津町については、各町役場から提供を受けた資料があります。これらの情報提供を希望する事業者は、県エネルギー課に企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出時までメールで申し出ください。資料は、企画プロポーザル参加資格確認申請書の受領後、速やかにメールにて送信します。 三島町については、2014年に実施した可能性調査事業の報告書が公開されています。 https://www.amre.jp/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A-%E6%9C%80%E6%96%B0%E6%83%85%E5%A0%B1/2012%E5%B9%B4/上記リンクに掲載のデータを参照ください。 西郷町(堀川ダム)については、県河川整備課で資料の閲覧が可能です。「質問に対する回答(6月15日(水)更新)」を参照してください。 なお、募集要領別紙に記載の情報および追加データ等は、プロポーザル提案の参考とすることを目的として提供するものであり、実際の調査に当たっての根拠とすることに留意ください。

福島県地域再エネポテンシャル調査事業 (小水力発電) 業務委託 質問に対する回答

令和4年6月20日 福島県エネルギー課

	質 問	回答
6	【仕様書(案)p.3(4)協議・打合せについて 「適宜、県、市町村、関係事業者との打合せを行い、」とのことですが、関係事業者等とは、福島県が選定されるのでしょうか。	協議・打合せの出席者については、委託事業者との仕様協議により決定します。
7	【仕様書(案)p.4(4)協議・打合せ ④外部有識者について】 「外部有識者に対して、調査状況について随時、意見を求めること と。」となっていますが、福島県が外部有識者を特定されていますで しょうか。また、意見を求める方法は対面型式(web対応含む)で よろしいでしょうか。	外部有識者を特定はしていません。 また、意見を求める方法は、状況に応じ適切かつ有効な方法を提案してください。
8	【仕様書(案)p.4(5)業務報告書の作成、公表資料について】 「公表資料: A4サイズ、パンフレット、1000部」とのことですが、公 表内容はどのようなものをお考えでしょうか。またパンフレットのページ数 はどのくらいを想定されていますでしょうか。	事業の目的を達成するために、効果的な公表資料の作成について 提案してください。
9	【募集要領p.3 6企画提案書の提出について】 「※必要経費については、経済産業省が定める「委託業務補助処理マニュアル」に準じて行うこと」とありますが、「様式第13号業務見積書」の記載内容は、国土交通省の設計処理委託技術者、積算基準の様式となっています。見積書は、経済産業省、国土交通省のどちらの様式(人件費、諸経費)で作成すればよいのでしょうか。	経済産業省が定める「委託業務補助処理マニュアル」に準じ作成してください。
10	【募集要領p.5 8企画提案書の提出に際しての留意事項 (5) その他⑦経理処理について】 「経理処理については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」に準じて行うこと」とありますが、検査等に関して、経済産業省の中間・確定検査等を実施する必要があるのでしょうか。	必要に応じ検査を実施します。
11	企画プロポーザル募集要領の6企画提案書の提出⑪※特定地点は別紙で参考情報とされていますが、参考地点の概要(位置図又は住所等)を教えていただくことは可能でしょうか。	回答5のとおりです。
12	業務委託仕様書(案)の2業務概要(5)業務報告書の作成で公表資料をA4サイズ、パンフレット、1,000部とありますが、A4サイズの枚数・紙質は任意としてよろしいでしょうか。	回答8のとおりです。
13	募集要領の各様式は欄外への記載は不可とされていますが、枠外の【注意事項】を削除し、行数を増やすことは可能でしょうか。	回答1のとおりです。

福島県地域再エネポテンシャル調査事業(小水力発電)業務委託 質問に対する回答

令和4年6月20日 福島県エネルギー課

	質 問	回 答
14	企画プロポーザル募集要領の3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑥小水力発電に関する調査事業又はそれに類する事業において、・・・。類する事業とはどのようなものか具体的な例をお示しください。	その経験を本事業へ反映できるものを記載してください。 例えば、出力1,000kW以上の水力発電に関する調査、小水力発電の 設備導入のための調査や設計、小水力発電の事業化に向けた実証試験 等が考えられますが、範囲を限定するものでなく、提案者が本事業に関連し て実績と説明できるものを記載してください。
15	募集要領様式第7号の下段にある当該地域(発注機関管内、県内)における業務実績について、上段に記載する実績(同種・類似業務の実績)が全て県内の場合、同上と記載してもよいか。または、上段の実績とは別の県内実績を記載するのかご教示ください。	上段に記載する実績(同種・類似業務の実績)が全て県内の場合は、 下段に記載の必要はありません。
16	企画プロポーザル募集要領の 3 プロポーザルに係る事項 (1) プロポーザル参加の要件について、これらの要件をすべて満足する者が参加できると考えておりますが、業務実施体制に記載する主な資格について、具体的な資格要件「技術士(建設部門)」(電力土木)及びRCCM(電力土木)等がありますか。 資格要件がある場合は、これらの資格を持つ者に分担業務として委託することが可能と考えてよろしいでしょうか。	資格要件は設定していません。 ただし、評価項目として「実施体制の妥当性」を設けていますので、業務を 期間内に実施する上で十分な体制であるか説明できる提案としてください。